



鳥取県公報

令和5年9月22日（金）
第9532号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（465）（経営支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（466）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（2件）（467・468）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（43）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和5年9月1日付鳥取県公報第9526号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第465号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年9月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
就農相談者数・新規就農者数調査
- 2 調査の目的
市町村、農協等の関係機関を対象に就農相談者数・新規就農者数の調査を実施し、就農状況の実態を把握するとともに、就農前後の指導援助及び今後の施策の検討資料とすることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲 市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業法人等
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 就農相談者数調査
県内外の相談者数及び希望部門
 - イ 新規就農者数調査
氏名、市町村名（就農地）、就農時年齢区分、性別、就農年月、出身（農家、非農家）、就農形態（経営継承、新規参入、雇用就農、親元就農、退職就農）、個人・法人の別、主たる経営部門、品目、就農前の状況、農業関係の学歴、就農認定の有無、経営開始資金交付の有無、移住区分及び就農前居住地
 - (2) 基準となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間について、第1期（4月から7月まで）、第2期（8月から11月まで）及び第3期（12月から3月まで）に区分し、各回においてそれぞれが対象とする4か月間
- 5 報告を求める者
市町村、市町村農業委員会及び農業協同組合
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県から報告者に調査票の電子データを電子メールにより送信し、報告者は調査票に入力の上、電子メールにより鳥取県に送信する。
- 7 報告を求める期間
 - (1) 第1期 令和5年8月下旬
 - (2) 第2期 令和5年12月下旬
 - (3) 第3期 令和6年5月下旬
- 8 調査票情報の保存期間
令和11年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年9月22日

鳥取県東部農林事務所長 鈴木 仁

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 富 幸 鳥取市佐治町加茂520
" 西 村 菊太郎 鳥取市佐治町畑126
" 岡 部 文 徳 鳥取市佐治町加瀬木1242-1
" 中 谷 善 孝 鳥取市佐治町高山79
" 上 田 祥 治 鳥取市佐治町高山466
" 茂 上 昭 久 鳥取市佐治町津野321-1
" 西 尾 寛 茂 鳥取市佐治町津無476
" 森 田 広 史 鳥取市佐治町大井620-1
" 中 尾 修 鳥取市佐治町加瀬木362
" 竹 村 広 志 鳥取市佐治町森坪311
" 田 中 厚 志 鳥取市佐治町森坪17-1
" 岡 島 隆 志 鳥取市佐治町古市197
" 下 根 央 幸 鳥取市佐治町古市158
" 下 田 智 明 鳥取市佐治町刈地206
" 山 下 増 治 鳥取市佐治町葛谷139-1
" 田 中 豊 明 鳥取市佐治町余戸522
" 南 條 芳 浩 鳥取市佐治町栃原124
監事 中 谷 茂 彦 鳥取市佐治町高山98
" 田 中 寿 彦 鳥取市佐治町余戸535
" 田 中 精 夫 鳥取市佐治町加茂739

令和5年8月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 富 幸 鳥取市佐治町加茂520
" 西 村 菊太郎 鳥取市佐治町畑126
" 岡 部 文 徳 鳥取市佐治町加瀬木1242-1
" 中 谷 善 孝 鳥取市佐治町高山79
" 上 田 祥 治 鳥取市佐治町高山466
" 谷 口 武 鳥取市佐治町津野244
" 西 尾 寛 茂 鳥取市佐治町津無476
" 森 田 広 史 鳥取市佐治町大井620-1
" 中 尾 修 鳥取市佐治町加瀬木362
" 竹 村 広 志 鳥取市佐治町森坪311
" 田 中 厚 志 鳥取市佐治町森坪17-1
" 岡 島 隆 志 鳥取市佐治町古市197
" 下 根 央 幸 鳥取市佐治町古市158
" 下 田 智 明 鳥取市佐治町刈地206
" 山 下 増 治 鳥取市佐治町葛谷139-1
" 田 中 豊 明 鳥取市佐治町余戸522
" 南 條 芳 浩 鳥取市佐治町栃原124
監事 中 谷 茂 彦 鳥取市佐治町高山98
" 田 中 寿 彦 鳥取市佐治町余戸535
" 田 中 精 夫 鳥取市佐治町加茂739

令和5年8月12日就任 任期3年

鳥取県告示第467号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年9月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和5年7月26日 鳥取県指令第202300086571号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字中坪
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市中野町575
門脇 悠介

鳥取県告示第468号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年9月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和5年7月28日 鳥取県指令第202300115002号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字与次右エ門開
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市美保町309-8
木村 遼太

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

令和5年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和5年9月27日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 選挙人名簿登録者総数について
(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年9月22日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和5年10月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
 - 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 一式
- (2) 調達物品の仕様等
 - 入札説明書による。
- (3) 納入場所
 - 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
- (4) 納入期限
 - 令和6年3月29日（金）
- (5) 入札書の記載方法等
 - 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び

地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年9月22日（金）から同年11月1日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付 出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 令和5年9月22日（金）から同年11月1日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付 出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年9月29日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津730
鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271（内線2752）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付方法
令和5年9月22日（金）から同年10月24日（火）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。
なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。
ア 交付期間及び交付時間
令和5年9月22日（金）から同年10月24日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所又は郵送申込先
(1)に同じ。
- (4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年11月1日（水）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室1

5 入札者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵送等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年10月24日（火）午後5時までに、郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-Ray angiography system, 1 Set
- (2) October 24, 2023 5 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 1, 1 : 30 PM : Time-limit for the submission of tenders
November 1, 10 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (4) Please contact : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
TEL 0857-26-2271

正 誤

令和5年9月1日付鳥取県公報第9526号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 17

欄 農地の所在及び地番の欄

行 7

誤 倉吉市井出畑字下通204

正 倉吉市井手畑字下通204

頁 17

欄 農地の区分の欄

行 20

誤 倉吉市井出畑字下通204

正 倉吉市井手畑字下通204